

## 【改定】（第2次）白井市空家等対策計画の概要



### ○見直しの背景と必要性について

当市では平成30年2月に「白井市空家等対策計画（以下、本計画という）」を策定し、発生予防や適正管理の推進等の取組みを進め、令和3年10月に白井市空家等対策協議会を設置しました。さらに、国は空家等対策を強力に推進するため、同年6月に基本指針とガイドラインの改定をしています。

このような背景から、本計画において空家等対策をより一層効果的かつ効率的に推進するため、また、計画期間が令和4年度末で終了することから、本計画を改定するものです。

### ○市の空き家の推移

項目（抜粋）	（改定後）H30年	（前計画）H25年
住宅総数（a）	24,920戸	23,590戸
空き家数（b）	1,860戸	1,680戸
空き家率（c）＝（a）／（b）	7.5％ 〔12.6％〕	7.1％ 〔12.7％〕
空き家のうち「その他の空き家」※1（d）	910戸	780戸
その他の空き家の空き家数に対する割合（e）＝（d）／（b）	48.9％ 〔37.8％〕	46.4％ 〔36.6％〕

〔 〕内は、千葉県の数値を示す。

※1「その他の空き家」とは、総務省が行った住宅・土地統計調査において、人が住んでいない住宅で、且つ、別荘及び賃貸並びに売却用の空き家を除いたものをいい、空家法第2条第1項における「空家等」の定義と、おおむね一致しています。

### ○市の空き家の現状と課題

「その他の空き家」に属する戸建の住宅ストックは、多くが流通に回らない傾向にあります。また、戸建は共同住宅等に比べ、近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼすような腐朽・破損の状態となることが多く、一度発生すれば周辺地域にとって資産価値に深刻な影響を及ぼす恐れがあることから、戸建の空家等への対応が課題となっています。



### ○空家等に関する対策に関する基本的な方針

「対策の視点4項目」及び「空き家コミュニケーション」によって、空家等の発生の予防により、空き家率の上昇を抑制することに重点を置くこととします。

#### 【対策の視点4項目】

- ◎**予 防** 空家等の発生予防の促進等
- ◎**活 用** 空家等の有効活用の促進
- ◎**管 理** 空家等の適切な管理の促進
- ◎**除 却** 管理不全な空家等の解消

×

空き家  
コミュニ  
ケーション



空家等の  
発生予防